

→

といふべきは必ずしもそうではございません。しかし違法な行為が全部無効かといふん。有効無効の要件もまた別に考えなければならぬ。こういうことを前提としてお答えいたいと思います。

効のきめ手になると思います。ただ御質問の趣旨が、四月六日に実際はやつておきながら、三月三十一日にやることをしても、三月三十一日当時にはそういう免職処分はなかつておきながら、三月三十一日にやることをしても、三月三十一日

とも違法な行政が行われた場合に、文部大臣として見のがしておられるわけですか。その点を伺いたいと思います。

一応ここでとめておきますが、少くとも四月六日と決定して、書類を発送し、それが十三名の人に効力を発するのは、それを受け取った八日、あるいは九日であったわけです。いずれも三月三十一日の付でござるつもりでよ

私は御判断つことござりますの
で、大臣からあらためてお伺いいたし
ます。

は必ずしも行政処分に限つたことではございませんので、一般的の私法上の契約においても問題でございますが、また訴訟法上の行為、たとえば裁判書の日付といふようなことも問題になります。ただいま問題になつております行 政法上の処分の日付といふことも問題です。

十一日の免職処分としては法律上無効なやないかといふような意味なので、私はその意味においては、三月三十一日の処分としては、そういう処分はなかつたといわざるを得ないと思いますが、それども、四月六日当時を標準として、その処分の有効無効を考えるとい

○矢嶋三義君 先般大分県の地公法二
十八条の発動があつた場合に、大分県
の教職員課長が自発的に文部省において
になって、いろいろ報告をされ、打
ち合せされたそのときに、木田課長
は一所管課長はとしてさうござら

何らかのこれに対応する措置をされることは思いますが、念のため伺います。

三月、過去にさかのぼって辞令を出すといふようなことは私は適當とは思いません。いろいろそのような問題をめぐらまして、今日大分県下において話合ひ、もつづけてゐるつたござり、

は、一般的に申しまして法律上の行為の方式だと思ひます。方式に違反した行為がすべてそれじや無効かといふは、必ずしもそうは一がいには言い切れませんのでござります。本件の場合には、○矢嶋三義君 もう一つ法制局長に伺いますが、先般本委員会で参議院の法制局の岸田部長並びに人事院の任用局長の答弁では、両者の統一見解は、免職に対する二つとも議論の力によることであります。

むしろ激励されるような言動があつた
ということを承わつて、いるわけです
が、先般の本委員会において木田課長
にその点を確かめましたところ、木田
課長としては、大分県の地公法の二十
八条の発動の日付は四月六日になつて

〇矢鶴三義君 三月三十一日付にし
とについては、これは議論があろうと思われます。その問題を閲する限りにおきましては特にそのことのために特別の措置をとる必要はないではないか、かように思います。

ままでの、私はその話し合いの結果を
しばらく見て参りたいと思っておるわ
けでございます。

四月六日に事実上の免職処分をやつて、それを三月三十一日にさかのぼらし、た、こういう事実関係だと伺っておりますが、四月六日にやつた行為の日付を三月三十一日にさかのぼらしたといふことは、私これはやはり違法だと、

〇法制局長(斎藤朝郎君) その通りで、の発生するのは、その人に書類が届いたそのときから効力が発生するのだ。かようじに答弁されているのですが、局長、この御見解と同じでござりますか。愈のため。

おるものと自分は思つておつた。三月三十日になつておると私は思つていなかつた。今初めて聞いたわけだ。かような意味の答弁をされております。この言葉を返しますと、木田課長自身地公法の発動される場合の日付は四月

た、そのこと 자체が憲法ではございませんか。明快ではございませんか……いや、初中局長の答弁は必要でないのです。大臣、あなたは法律家で、りっぱな良識と判断力を持っておられます。先般の委員会へおいでになつてお

ればならんと思うのです。そういう意味で、切なる法解釈で、行政運用の指導と助言があれば、地元は早く円満に解決できるわけで、そういう明快な点を放置されていること自体が私はあなた方が怠慢だと思うのです。大臣は適当でな

一般的にいって違法だと思います。しかしそれならばその免職処分は法律上無効かというと、必ずしもそうは言いませんので、方式には違反しておられます。が、その免職処分が有効か無効かということは、その処分の実体的の要件を考えなければならぬと思いますが、御質問の趣旨からはずれたかも知れませんけれども、結局四月六日に実際の行為をやつておるのでござりますから、その四月六日当時に免職処分をすることについての実体的の要件を備えておったかどうかという点が有効無効でございます。免職処分が、本人が受領した、到達した、また了知得べき状態にあつたこと、結局到達した時期において努力の発生がきまつてくる。私もさように考えております。

○矢嶋三義君 文部大臣に伺います

が、都道府県教育委員会、あるいは市町村教育委員会において、違法な行政行為が行われた場合に、これを是正するよう文部大臣は指導なり、あるいは地方法令の組織及び運営に関する法律四十一条だったと思いますが、に基いて、措置要求等、されますか。それ

六日でなければならぬといふお考へをおられたことを物語つておられると先般本委員会でただしました岸田部長並びに人事院の任用局長、本日念のために法制局の局長の答弁を求めました。が、いずれも日付をさかのぼつて発令をすることは違法であるといふことが、見解が、法解釈が一致しているわけです。それが効力があるかないかといたることは、ただいま局長が答弁されたように問題があるそうですが、その法的な解釈の質疑応答、追及は、私は

られなかつたので私は繰り返しまし
た。任用局長、法制局の岸田部長、そ
れからただいま参議院の法制局長の専
門家としての法律解釈がるる述べられ
たのをお聞きになつておられて、きわめ
て明快で、少くとも免職辞令書に三月
三十一日と、いは日付があるといふこと
ははつきり違法なんでしょう。従つ
て、そのことについては大臣として
は、先ほどの答弁がある以上は、何ら
かのは是正指導なり措置をされるのは當
然だと思いますが、これは何も内藤局
長に答弁を譲らなくとも、大臣で十分

いと言つたのですが、そういう言葉で
なくして、明らかに法的に違法なんですね
からね。従つて、私は次の措置がどちら
がなければならないと思うのです。大分
県の場合は、木田課長の報告を聞きます
と、三月三十一日付で解雇したわけ
ですから、労働基準法に基いて三十四
日前に予告をしていいので、三十日分
の平均賃金の金券を同封して通達した
と報告しましたね。その三月三十一日
にやつたことは違法ですかね。四月
六日に処分をきめたわけですから、少
くとも四月の何日分かの公務員として

の身分は保障され、当然その給与とい

うものは支払わなければならぬのです

ね。そして、そのときから三十日分の

解雇手当が出来なければならんわけです

から、そういう点についても是正され

ね。

なればやつてはならぬことだと思う。こ

れは国家公務員、地方公務員に限ら

ず、その点で私は何といても不用意

な点が法の運用にあつたわけですか

から、それらの点については、適正な

導を早急にされる必要があると思う。

そのことがやはり地元において問題を

円満に解決するところの一つの要素と

なるわけですから、その給与の点につ

いては局長、私の見解と違いますか、

そのために伺います。

○政府委員(内藤謹三郎君) この問題を円満に解決するように、当の大分県

の教育委員会にはいろいろ指導してお

ります。指導の中にはお話のような点も含まれております。結局、まあこの問題は一つは人事委員会にも提訴に

なっておりますし、一面においては、円満に解決するように双方で話し合つてもおりますので、私どもはなるべく早く両者の意見が一致したいい解決方法が出ることを期待しております。今のお話の点はそういうふうに指導して

いたいと思います。

○政府委員(内藤謹三郎君) 知っています。

○政府委員(内藤謹三郎君) 地教委の関係、あるいは県教委の関係、組合との関係、そういう点からこの問題の処理が非常に私は紛糾しておるのじやないかと思うのです。この間、実は文教

委員の方が調停に乗り出して失敗してしまったような事情もござります。しかし私どもできるだけ円満に解決する

ようにせつかり努力をしております。

二十九条の発動、これはわが国の教員制度に初めて適用されたことなんで、この発動をこの際撤回されれば、私は

あとは非常に円満に問題は処理されていくと思うのです。そこを文部省が非

常に激励して、誤まつた激励をして、この発動をこの際撤回されれば、私は決して私どもは激励などしておる意味ではなく、一生懸命まとめるように努めます。

○矢嶋三義君 この二十九条の撤回を

この際示唆されてはいかがですか。

○政府委員(内藤謹三郎君) この問題も、先ほど大臣が申し上げましたよう

に、やはり一つは筋の問題があると思

います。ともかく六日現在においては過員であったことは事実のようであります。私どもの調査では、六日現在に

私は責任があると思う。この際をう

う日付とか、あるいは給与の支払い等

について、違法な措置がなされておる

し、十分の用意がなかつたから、地元を混乱させておる点はあなた方に

事後処理を円満にするために、地公法

が伝えられれば、私は一瞬にして問題

は解決すると思う。ところが、むしろ逆に、文部省の方ではしつかりやれと

いうふうな激励的な態度をとつておる

う、こういふ内々のあなたの方の意向

が伝えられると、私は一瞬にして問題

は解決すると思う。ところが、むしろ

六日午後六時、地公法二十九条を発動

したときには少くとも過員はなかつた、三十七人定員よりも少なかつたといふ数字が出ております。にもかかわらず、二十九条が発動されておる、そ

ういう角度からも私はあの発動は穏やかでないと思う。これは皆さんも自分

は、木田謙長の見解に百歩譲つても、

六日午後六時、地公法二十九条を発動

されたときには少くとも過員はなかつたといふ数字が出ております。にもかかわ

らず、二十九条が発動されておる、そ

ういう角度からも私はあの発動は穏やかでないと思う。これは皆さんも自分

は、木田謙長の見解に百歩譲つても、

六日午後六時、地公法二十九条を発動

は、三月三十一日になつてゐるわけですね。だから三月三十一日の午前零時

に三百十五人の人は法的に公務員の身

分を喪失しておるわけですね。そこで、大分県の定員からは、三月三十一

日の午前零時に三百十五人が落ちるわけですね、いかがですか。

○矢嶋三義君 実際に形

式的な面から判断いたしましたら、お

説の通りだと思います。私、さつきも

申上げましたように、実際の行為は

四月の六日でござりますね。四月の六

日に行われたということになつておりますから、四月六日当時に過員があつたかなかつたかといふことで有効無効

を判断すべきだといふことで有効無効

といふことの判断によつてきまる、そ

ういうふうに考えております。

○矢嶋三義君 実際は六日の午後六時

に過員があつたというのは、あとから

つけた説明であつて、十三人に対して二百八十七人にならないと思って

やつた、あとで、整理してみたところ

が、各出張所に出ておつたものを集計

してみたところが、三百二十三人と、

数がオーバーしておつたといのが実

情です。そういうことで私は過員を生

じたからといひので二十九条の発動と

いうものはできないと思うのです。こ

の二十九条の発動をする場合には、と

もかくある日を限つて何名過員がある

といひことを自己ともにはつきり確認

して、これだけの過員があるからこの

条項に照らしてこうするといひような

法の運用をやらなければ——大分の場

合のような形で法の運用をやるとい

ことは間違つておると思うのです。法

律専門家としてどういう見解を持たれ

ますか。

○法制局長(斎藤朝郎君) 冒頭にお断

りいたしました有効無効の結論は出しかねるわけございます。ある仮定を前提にしてお答えをするわけでございま

すけれども、四月六日当時に過員があつたかなかつたかといふことを判断いたしました一つの考え方として私はこう

いう考え方をしておるわけであります。

たとえば四月六日に、発令する当時

に、その発令権者、言い換えれば任命

権者の手元にどれだけの退職の希望者

があつたかといふことがはつきりとまつております。そしてそれによつて

第六部 文教委員会会議録第二十五号 昭和三十二年五月六日 【参議院】

今矢嶋委員のおっしゃる如き、客観的にだれが見てもそうだという場合ならば、これは過員があつたといえると思ひますけれども、また逆の場合を考えますと、四月六日当時に退職の希望者の数が實際上は過員どころか整理人員をオーバーしておつたということが郵便物の到達その他によつて客観的に確定がてきて四月六日当時にこれだけの退職希望者があつたのだということが任命権者としては知つておるはずなのだ、にもかわらず過員があるとして何人かをその日付にして免職処分をした、こういうことなら客観的に過員がないのにそういう免職処分をした、こういう事実関係にならうかと思いますが、有効無効はそういう前提事實によることでございまして、裁判所のように自分の心行くまで事實を認定する資料を持っておりません私としては、そのお答えをはつきり申し上げることはいたしかねます。考え方としては私はそういうつもりであります。

で受け下さるわけですね。入るわけですね。から、そのときにこの書類は何月何日何時何時に受け付けたというかのような行政運営をやつておる官庁は私はないと思ふ。このような官庁は、だから何月何日何時ににおいて過員があつた云々といふそういうことを根拠にして法において有効無効だといらういうことと自体が私は法運用の常識以前は問題だと思ふのです。午後六時ににおいて過員があつたとかないとかいう以上は、平素から書類を受理される場合いつも何時に受理したというスタンプを押すようにしなければならないと思う。その点法学者としてどういろいろにお考えになりますか。

と一四月六日の午後六時にとうたつた。こうだつたといふのはおかしな話であります。そういう解釈を文部省がそれだけつこうだ、合法だと言つて全面的に支持しているなんていふのが新聞記事に出ること自体私はおかしいと思うのです。これは、だから大分の場合この整理された人がどうだ、こうだとか内容とか、あと大分県の教員定数などをどうするかとか、新陳代謝をどうするか、新卒採用をどうするかということは、その問題はその問題で別途考えることとして、この地公法二十八条の、これは公務員にとってはきわめて重要な問題だ。だからこれは僕は取り上げているわけなんですがね、きわめて重要な問題なんだから、初めて適用されたケースなんですからね。しかもいろいろとこらいう問題点があるわけなんだから、従つて私はこの問題を円満にさせたために、この際の二十八条は一応下けられて、そうして事後処理を適正にされると、かような私は指導をし、公務員諸君に安んじて職務に専念させるためには、この際の二十八条は一応下けられて、そうして事後処理を適正にされると、かのような私は指導をし、助言をするということが最も適切だと、かように考へるわけですが、念のために文部大臣の御答弁を求めます。

○矢嶋三義君 ちょっとと私今お聞ききたの不明確だったで愈のため伺いましたが、四月六日に決定して免職処分の書状を三月三十一日付で発送した。そのさかのばって日付をきめたことだけ違法でないと大臣はお考えになつているということを述べられたのですか。

○國務大臣(難尾弘吉君) 私はこの問題につきましては従来こういうふうな取扱いは往々にしてあるのだ。

○矢嶋三義君 初めてのケースです、今までないのです。

○國務大臣(難尾弘吉君) 日付をさかのばらして発令をするということは、あつたのでありますので、かような点につきましてはあまり厳密に言うことはどうであろうかと、かように考えておりますが、正確に言えは、あるいは先ほど來お話をあつたごとく違法であるということを申し上げてもよろしいかと思うのであります。必ずしもそぞう正確にこれを取り扱うべき問題でもない。ただしかし効力の問題といふことになりますといふと、これは先ほどお話をありました通りに四月六日以前にさかのばつて効力を発生させるということはこれはよろしくないと私は考えておる次第でござります。されどこれは考えていかなければならぬと、さよう考えておる次第でござります。

かし、大臣は先ほど、私は法律専門家でないからあまり詳しく知らないので、というようなことを前提にして答弁されておりましたが、法律専門家の立場から、きわめて明確に、三月三十一日にさかのぼつた日付で免職をすることは違法だと言われています。このことは、私はまさに理解に苦しむのですがね。さかのぼつてやられることは往々あつたと言われるが、それは依頼退職の場合です。私がさつき前掲に言つたように、依頼退職の場合で、両者の話し合いで一致してそうちでさかのぼつてやる場合は慣例としてあるのだ。これは私も認めているし、法制局長も認めておられる。しかし、意に反して、地公法二十八条あたりで免職されたのは戦後初めてですよ。日本の教職員に。いまだかつてないことですよ。そういう、公務員の生活権と身分権に関する事で、それがさかのぼつて日付をつけられたということです。なぜかは、法律的に見て違法だというわけですね。この答弁には、法制局長は、専門家として、自分の公務員としての生命をかけておられると思うのですよ。それを、明快に答弁されているのを、あなたがこの席上で、そんなに法の適用を厳密にやらんでいいことだと思うと、いう、こういう感覚の答弁というものは、いやしくも法的困難における、国権の最高機関における國務大臣の答弁としては、私は理解に苦しみます。その点に関する限りは、やはり違法であるということを明確に答弁していただきなくちゃ困ります。

ですが、私は、こういふうな行政処分をいたすのにつきましては、いろいろ行きがかりといふものがあるのであります。卒然としてその日に処分をしたものではなくて、いろいろ話し合ひをやっているうちに、とうとう話がつかないで処分をしたというような事情もあるわけありますので、頭から違法といふうに私はきめつけることはどうかといふうに考えまして申し上げたわけでござりまするが、精密に申し上げますればお話を通りだと考えます。

○矢嶋三義君 大臣はまあずいぶん強情な人ですね。(笑声)しかし、これはみんな聞いたって明快だから、時間がもつたないから私追及しませんがね、おそれ入ったのですわ。そういう感覺でわが国の文教行政を、たとえば教育の中立性云々といふような、さらに抽象的な問題を、私はその強情さで狷介にやられたのは困ると思うのですが、これは明快であるから、もう重ねて時間をかけません。

大分の問題として最後に伺いたい点は、大学局長に伺いますが、この前もこれは私、文部大臣に質問して、文部大臣は答弁を保留されたのですが、所管局長からあらためて明確な答弁を求めます。それは、教育奨学生が卒業後一年以内に教職に就職すると、返還を免除されることになりますね。一年以内に就職できぬ場合は、二年以内に就職すればいいと、かようになつてゐるわけですね。ところが、最近、二年かかるとも、希望をしながらも教職につくことのできない人が多數おるわけですね。大分県の場合、本年度は新卒が一名も採用できぬといふ状況

の卒業生が、いろいろ実情でスですが、ころにこうです。学生をもらつて懸命働くで修学さるが、卒業たつても、教職につく等によってない。かよつては教職をうな事情で明のあるか私は奨学金が適当ですが、局長ですか。さよろくに、いわして、卒業し、これはとができま在職をしたお話をのことできない——が、二年以ましてはどいますが、細状況は、大いきます。最いつて、いな

19。昨年度卒業した学芸学部の身になれば、教育奨学生、そして教職について一生ともにその奨学金の返還をただこうと、こういう計画であります。これは大分県のケーリー再建団体においては至るところ、いろいろケースがあるわけなんですが、その身になれば、教育奨学生、そして教職について一生ともにその奨学金の返還をされ、それでおつたわけです。ところがされて一年たっても二年他の方には就職しないで、努力しても、再建計画窓口が締められて就職でき、希望しておりますが、かような明確な人ですね、この採用することができないと、教育委員会等の責任ある証明書を発行するがございまして、卒業生に対しても、この返還免除の規定を適用するのであります。実際的だと思うのですが、御見解いかがございまさうにされるお考えでござい。(緒方信一君) 今お話をゆる教育奨学生でございま、未後一年以内にまあ就職を二年までもう一年延ばすことは、一部または全部の返済ですが、しかも二年以上ある者は、一部または全部の返済受けることができます。今は、その一年以内に就職が一年まあ二年でござります。内に就職できない者につきうするかといふことでござります。まあ若干就職がらまく御承知のように、従来の就職体、私、就職できてきたと思ふ近まがあつたとおもい実情も出ております。三

に卒業しました教育学部、学芸学部の卒業生の就職状況は、今日までになつてみますと、大体九〇%くらいは就職できているわけです。これはまだ正確な数字は、統計はできておりませんけれども、大体そういう程度ではないかと思います。従いまして、今大分の例をお引きになりましたけれども、まあ二年かかれば今の状態では大体九〇%くらいは就職する。そのうちに教育奨学生が何人いるかといふ問題でございまが、これは私どもまだよく資料もわかりません、もう少し調べてみなければなりませんが、まあそういう実情をよく一つ検討しました上で考えるべき問題ではないかと存じますが、しかし、現在では、今申しましたように、現在までは大体二年間の猶予でござりますから、二年間の期間がございますから、それまでには大体はけておる実際に考えまして、それから、また、これは教育学部、学芸学部の卒業生の就職問題につきましては、需給の関係に照らし合せまして、これをなるべくまあ調整をはかつていくという努力も私もども一面いたしておりますし、しなければならぬと思います。従いまして、今直ちに、二年で就職できない選学生が非常にたくさん出るというふうには私は考えておらないわけですが、います。

立場から伺つたわけです。御研究願いたいと思います。大分の問題についてこの程度でとどめますが、できるだけ早い機会に本委員会に文部省側はどういう助言と指導をして、いかように円満に解決をしたというような報告を本委員会にしていただかよう必要をいたしております。

次に佐賀の件について伺いますが、大久保国務大臣並びに石井警察廳長官、法務省の刑事局長、お見えになつておられましたよか。お見えになつておられましたら質疑をいたしますが、まづ私は大久保国務大臣から質疑をいかがしたいと思います。早急に出席を委員長に要望しておきます。

○委員長(岡三郎君) ただいま要請のありました大久保国務大臣、石井警察廳長官、井本法務省刑事局長、山口警察廳警備部長が参つておりますので、質疑を継続してもらいます。

○矢嶋三義君 大久保国務大臣に伺いますが、御承知の佐賀県の教職員組合の問題につきましては関係閣僚の懇談会で法的な統一解釈をなされて、そしてあの事態になつたと、かようによつてわっておりますが、どういう統一解釈をされたのか、警察担当の国務大臣としての答弁を伺います。

○國務大臣(大久保留次郎君) 関係閣僚が集まつて法的解釈をしたといふ尋ねでございますが、佐賀県の問題について特に関係閣僚が集まつたことはございませんし、従つてまた法律の解釈の問題につきましても会議を開いたことはございません。何かの間違いがないかと思います。

○矢嶋三義君 あなたは閣議中、あるいは閣議の前後において文部大臣と

○國務大臣(大久保留次郎君)　解説問題については話した
いません。ただ佐賀県にござつておるという情報の
したことがあると思います。

○矢嶋三義君　あなたは警
らどういう報告を受けられ
か。

○國務大臣(大久保留次郎君)　
らは佐賀県に起りました事
うの概要についての報告は
ます。

○矢嶋三義君　その内容を
す。

○國務大臣(大久保留次郎君)
相當長い話になりますが……

○矢嶋三義君　いや、要点
しい。

○國務大臣(大久保留次郎君)
におきまして三十二年度の予
するに当つて緊縮方針をと
ならぬ、そうして県の財政
しなくちやならぬ。そのため
方も定数の削減をしなければ
い、およそその数が二百五
月までにこれら過剰の教員
理する案を立てる、といふ
ておつたのであります。そん
佐賀県の、佐教組といいます
対の氣勢を示し、ときどき
これに対処する策を講じて
であります。そこでいよいよ

(4) 法律の
ことはござ
ういう問題
なんか。文部
といふこと
どういうよ
りたいと思
てあります
察室長官か
ております
話し合いは
だけによろ
だけによろ
内容は
件のほんと
聞いており
を承わりま
す。
) 内容は
) 佐賀県
才算を編成
めに教員の
らなくちゃ
を立て直し
十九名、三
の定員を整
ことになつ
れに対して
か——は反
打ち寄つて
おつたよろ

会されることがあります。この運動を徹底させる意味において考え出しましてのが休暇をとつて示威運動といいます。教職員が、一種の運動を起して、この問題を阻止したいという考え方あります。そこで三月の十四、十五、十六日の三日間を期して教職員の三割、三割、四割、この三日間に全部の教職員が休暇をとつて佐賀、唐津の二カ所に集まつて反対の決議をして、そして示威運動をして、県当局の方針を直させるとわれますので、警察官としては慎重な態度をもつて臨んで検挙をした。それがために世間から見ればまさに手ぬるかたと思われるかもしれません。が、事件の起りましたのが二月十四日、十五日、十六日、検挙しましたのが四月の二十六日でしたか、二十四日ですか、だいぶ時間が長くかかったのです。事件は重大と思いましたので、警察官としても非常な慎重を期して、まず材料も間違つてはいかぬといふので、各種の材料を縦密に調査し、たといふことあります。その結果秩序を保持する意味において必要であると信じましたので、警察当局と協議して検挙を断行した。これが話の大筋の報告であります。

○矢嶋三義君 教育界に警察権を発動するに当つては、基本的にどういふ心がけでなければならないか、それに対するあなたの御見解と、また部下にどういふ基本的な立場で御指導されておられるか、承わりたいと思います。

○国務大臣(大久保留次郎君) 教育者はいわゆる教育者でありまして、児童の教育に当るばかりでなく、その行為

はひいて社会全体に影響を及ぼすのであります。従つてその行動はよほど自重、慎重を要することであると存じます。同時に、私どもがこの方面の検挙に当りましても、よほど慎重に、自重に、またその影響も那邊に及ぶかといふ見通しをつけて万全を期せなければ、軽々に検挙すべきものでないということを私は考えております。従つて警察官の方面におきまして、おそらくこういう感じは持つておることと信じます。

○矢嶋三義君 二月十四、十五、十六日、わが国において初めてこの公務員の争議行為と考える事件が起つたので、それであなたの方の方で検挙に乗りましたと、そうとうござりますか、そういう立場をとつておられるわけでござりますか。

○国務大臣(大久保留次郎君) 佐賀県の教組の問題につきましては、従来からも始終警戒だけはしておつた次第であります。昨年の暮れ、本年の一月から、多少教員の定数削減問題を中心として、いろいろの行動がありましたので、いろいろの行動がありましたのかといふ心配のとくに、警察官としているのであります。わが國に初めてです。これだけの問題であれば、私は大臣に一言も協議せずに、地方報告だけでやるといふ……私はあなたの部下はきわめて怠慢である、またあなたを無視しているところは相当地の問題を起すじやないかといふ方針でいきたいと思うが、大臣いかがでしょうか、という程度の診をせずにやるということは、私は常識的でないと思うんです。しかしあなたたのただいま、ロボットならロボットを報告し、法解釈を十分検討されたと思う。佐賀県警でやられたといふのでないという考え方のとくに、石井警務長官から報告されている。

○矢嶋三義君 初めて佐賀県の教組の行動を争議行為と認定する立場をとつたと、こういうことですか。

○国務大臣(大久保留次郎君) 父親がおつたことと存じます。先ほど申し立て、軽々にこれに手を下すべきものでないという考え方を述べました。おおきなことは、私は半分はほんとうと、半分はそう思ふんです。私は半分はほんとうと、半分はうろこ。だから、あなたの言われるのを聞いておきたいと思います。しかし、あなたたが自分は部下に対してもロボットでいいというのは、これは厳肅なるべき立場であります。これはこの前も、ロボットといふ言葉でなくて、あなたたが自分は部下に対してもロボットでいいといふことは、私は常識的でないと思うんです。しかしあなたたのただいま、ロボットならロボットを取消していただきたいと思いま

す。

○国務大臣(大久保留次郎君) 私はあなたたが言われたからそら言つたんだあります。あなたの方とも一つ取り消していただければけつこうと思います。

○国務大臣(大久保留次郎君) 私はあなたたが言わなければロボットといふ言葉は使わなかつた。あなたたがそれを新しい解釈を下して、教育界に置をされるに当つては、常識的に考えて、あなたの部下があなたに一言も報告せずに、大臣としてのあなたの御見解を求めるなかつたということは、私はまことにあり得へからざることと思つていただければけつこうと思います。ですが、大臣の御見解いかがでござりますか。無視されたような感じいたし

打ち合しての結果、確信を持つて当つたことと思うのあります。私どもの方としてはただその結果報告を受けただけでありまして、概要の点においてはわかつておりますけれども、詳細の点にわたりますと現地でなければあることは、可能の場合もあるし、

○矢嶋三義君 あなたたは先ほど、教育界に警察権を発動するに当つては、教育者が学校教育、社会教育の指導者で

あるだけに、きわめて慎重な態度をとらなければならぬという基本的態度を明快にされました。私は全く同感でござります。その点に関する限り私は大臣に敬意を表します。そりだとすれば、この地公法三十七条の争議行為に該当するといふ認定をしたのは今度初めてです。しかも検査、逮捕と、か

らりに県の人が見えませんでも、私は決しておこりも何もしません。それで私は、私の方針に反しない限りにおいては喜んでおきます。しかし、

○矢嶋三義君 大臣、その言葉は取り消していただきたい。重要なところは問題について、部下があなたに一言も見解を求めずにやられるということは、私は適当でないと思う。少くとも

こういう事態が起り、こうであるから、私はあなたの部下はきわめて怠慢である、またあなたを無視しているところは相当地の問題を起すじやないかといふ方針でいきたいと思うが、大臣いかがでしょうか、という程度の診をせずにやるということは、私は常識的でないと思うんです。しかしあなたたのただいま、ロボットならロボットを取消していただきたいと思いま

す。

○矢嶋三義君 私は時間がかかるからロボットの言葉は言いませんけれども、ロボットといふ言葉でなくて、あなたたが自分は部下に対してもロボットでいいというのは、これは厳肅なるべき立場であります。これはこの前も、ロボットといふ言葉は、委員会の発言として穩やかでないということを申し上げた。こういうことをやり取りしていることはもつたないことをですから内容的に入りますが、私はただ文部大臣に伺いたいんですが、これだけの問題が起つて、これだけの処置をされるに当つては、常識的に考えてあなたたの方の考え方が悪いとか、そういうことを私は言つているんじゃないんです。ものの運び方を言つてはいるんですけど、ついては、佐賀県警察から警察

使つたから私は使つたのであります。この点は御了解を願います。

それから、そういう問題について相談しなかつたのは不都合だと言われます。同時に、私どもがこの方面の検挙に当りましても、よほど慎重に、

申しました通り、大体の情勢の報告は

始終承認しておりますけれども、詳細の

点にわたりますと現地でなければある

ことは、可能の場合もあるし、

臣に報告をされ、また大臣の意向も打診され、事教育のことであれば、大久保国務大臣みずから認められるようになつて、文部大臣こういうことが起つてゐるが君知つておるか、僕らのところはこういふ法律解釈をするんだが、大臣の見解はどうか。かうやうな私は行政部内における話し合い、協議といふものは当然あるべきだと思ふ。それがあなた方はなかつたと否定している。私は佐賀県の教組に起つたことがいいとか悪いとか、あるいは文部大臣がこの事件についてどういう見解を持つて、それは反対とか賛成だとかいうことを私は言つてゐるんぢやない。そういうことを言つてゐるんぢやない。それは次の問題、私はものの運び方を言つてゐる。そういうことで、文部大臣としては遺憾だと何も考へないと云ふんですか。それだけの手続を踏まれないということは私は行政の動き方としてはまことに手落ちたと思う。いかがでござりますか。

ついての情報の交換をいたしておりません。しかしその検査という問題につきましては、事前におきましては、何らの連絡はございません。また文部省当局である私に、検査当局が連絡するはずもないと私は考えております。あとにおいてその話を伺つたのであります。

○矢嶋三義君 大臣は、検査権の発動といふものは事前に容認されておったのですか。またそういう期待を持っておられたのですか。それとも白紙であつたのでござりますか。念のために伺います。

○國務大臣(灘尾弘吉君) 佐賀県の問題につきましては、私も格別な見解は持つておつたわけではございませんが、しかしながら問題は違法であると、従つて刑罰法令に触れるおそれがあるということで、佐賀県の問題についてはございませんけれども、二月の全国一斉早退という問題がありました際には、私はその見解は明瞭にいたしております。

○矢嶋三義君 じゃ、三月の場合はあなたは今申されたわけですが、その場合には、そういう事態は、あつたとなかつたと、どういうふうな見解を持つておられますか、その点伺います。

○國務大臣(灘尾弘吉君) あつたかなつかたかということにつきましては、私は明瞭にいたしておりません。地方の報告もさような報告はございません。従いまして、その点についてかれこれ申すことはございません。私は、ただ一般的に、かような行為は法律違反であると、従つて刑罰法令に触れるおそれがあるので、十分に一つ注意して

○矢嶋三義君 報告も何もなかつたのならば、あなたの通達がきいたのですか、何ですか、そういう事態はなかつたということなんでしょう。

大久保国務大臣に伺いますが、二月の十四、十五、十六日に、佐賀で初めて争議行為と認定さるべきものが起つたので、從来は、こういう問題は起らなかつたと、そういう事件はなかつたが、あの佐賀のは、明確にこの三十七条に違反すると、かような立場で今度定義されたと、こういことなんですか。

○國務大臣(大久保留次郎君) 学校の教職員で、いわゆる早退するといふような場合とか、あるいは休暇をとるという話は聞かなかつた、聞かなかつたわけではございませんけれども、この佐賀県に起りました、今回のよろに、三日間を期してほとんど県下一斉の全教員がきれいに休暇をとつて大会に参加したというのは、私は初めてであります。実はどうもこれは容易ならぬことだなという感じを受けました。

○矢嶋三義君 あなたの方と私とは、ここでその前提となるべき見解を非常に異にしているわけで、それはあなたの方は違法行為だ、私は違法行為でないといふ認定のもとに立つておるわけで、その点をこれから若干掘り下げるて伺つて参りたいと思います。

で、まず大久保国務大臣に伺いますが、先ほどあなたは佐教組の問題は争議行為であるというように認定したとおっしゃいましたが、争議行為の定義

を、どういうふうにあなたは把握されておりますか、念のために伺います。

○國務大臣(大久保留次郎君) 爭議行為の為としては、ある一定の要求貫徹目標を達成する所が、たとえば今回のよろな場合におけるおきましては、教員の数を減すると、これに反対しようとする目標がある。この目標を貫徹するために、授業の正常な運営を妨げる、たとえば学校教育でしたら、授業ができるなくなってしまふ、あるいは自習させる、あるいは学校を休む、あるいはその他の行為に出るなどいわ工合に、正常な学校の運営ができなくなってしまうというような場合においては、これを争議行為とみなして差しつかえないと思っております。

○矢嶋三義君 あなたの部下がそういう認定を下され、検査権を発動されたのですから、さらに私はあなたに伺いますが、学校のこの正常なる運営を阻害するということは、どういう内容のものか、あなたの御見解を承わりたいと思います。

○國務大臣(大久保留次郎君) ちょうど今日佐賀県において起りました事件がそれを説明していると思うのであります。すなわち学校の教職員が一齊に休暇をとつたために、小学校、中学校において、正常な授業ができなくなつた、授業を休んだ、あるいはやむを得ず自習をした、それを見聞きつけてPTAが憤慨して、PTAを解散しようと申し合せをした、あるいはPTAの役員をやめようとしたといわ工合に、まあPTAは教育の補助機關かもしませんが、学校の正常な授業ができない、もしくは授業を休む、あるいは自習をさせるというようなことは、

明らかに私は学校の正常な運営を害するのじゃないか、こういう解釈をいたします。
○矢嶋三義君 職員がどういう理由で休んだとかいう、そういうことは、私にはちよとはずします。あとでその旨を伺つて参ります。許可を得たとか得ないとか、どういう理由で何人休んだとか、休みなかつたとか、そういうことは別途の問題ですから、あとに残します。
今私が伺うことは、正常なる運営に支障があつたということはどういうことかという点にしばつて、あなた方の御見解を承わりたいと思うのですが、それで私は具体的に伺いますがね、自習をするとか、あるいはプリントで授業をするとか、こういうことは正常な運営を害したと、かように解釈されるのですか。
○国務大臣(大久保留次郎君) たとえば一つの小学校において、やむを得ない事故のために自習をするとかいう場合は論外であります。もちろん今回佐賀県において起りました、全県の小学校が、教職員が休んだために、実際に授業を行なうことができなかつたことは、いろいろなことは、私はこれは正常なる運営を害したものである、こう考えております。
○矢嶋三義君 そういうちよつと通俗的な炉辺談話的な解釈は困ります。(笑声) 全県下休んだとか、許可があつたとかないとか、そういうことははずして、教育の正常なる運営を害するところいうらうことがあるかという見解を承つておられるわけです。何も教育の運営が正常とか正常でないというのは、県単位とか郡単位とかいうものでなくして、教育の正常な運営を害するところいうらうことがあるかという見解を承つておられるわけです。何も教育の運営が正常とか正常でないというのは、

て、その学校その教室 学級、学年、
それが問題なんですね。だから私は具體
的に伺ったわけですが、あなたの見具
では一つの学校でプリント授業をやる
あるいは合併授業をやる、いろいろな
ことは正常なる運営を害したといふ中
に入れてるんですか、入れてないんで
すか。佐賀の問題を離れて、学校の正
常なる運営という点を、今あなたの見
解を伺ってるわけですから、その点を
そういう立場でお答え願いたいと思
います。

とか、映画鑑賞をやるとか、そういうことが正常なる教育の運営を書いている部類に入るのか入らぬのか、どういふ警察厅としては御見解を持っておられるかということを伺つておるわけであります。

○國務大臣(大久保留次郎君) ですか
ら今申しました通り、教員が勝手にや
らんで、監督権を有する校長と相談し
てやりました事柄は、これは私は差し
つかえないと思うのです。ところが校
長の監督権を無視して勝手にそらいう
ことをしたならば、やはりこれは正常
なる運営を妨げたものと、こう思いま
す。

ればならぬ。校長があるのです。
によって監督を受けてやるので、
ら、校長がなるほどそれならやり
いと言われると差しつかえない、
ろが校長の意思に反してあるいは
を見に行くとかあるいは散歩す
か、これまでやるといふことは、
正常な運営ではないと思ひます。
いう解釈です。そこを一つはつき
は申し上げます。

○矢嶋三義君 それではあなたの
やすいように質問して統けて参
しょう。校長が黙認した形で許し
併授業、自習あるいはプリントに
授業を展開した、これは正常な運
陽害しない、こういふあなたは立

がここで申し上げるまでもなく、有給休暇を請求するときには与えなければならぬとなつてゐるわけですね。主文が与えなければならぬと。これは公務員の権利ですよ。与えなければならぬとなつてゐる。権利ですよ。ただし正常なる運営を云々のときには他のときと違えることができるとなつてゐる。では、もし学校長が、与えなければならぬのにかかわらず与えなかつたら、それじやかわるべき日を必ず校長としては休みを請求した人に指示しなくていいぢやならぬのですが、それをやつていいですか。いませんか、その点はどうで

○政府委員(石井栄三君) 今回の佐賀のケースの場合に、校長さんが有給休暇を請求された先生方に対する拒否を

がここで申し上げるまでもなく、有給休暇を請求するときには与えなければならぬとなっているわけですね。主文が与えなければならぬと。これは公務員の権利ですよ。与えなければならぬとなっている。権利ですよ。ただし正常なる運営を云々のときには他のときに与えることができるとなつていて。では、もし学校長が、与えなければならぬのにかかわらず与えなかつたら、それじやかわるべき日を必ず校長としては休みを請求した人に指示しなくていいならないのですが、それをやつていませんか、いませんか、その点はどうですか。

○政府委員(石井榮三君) 今回の佐賀のケースの場合に、校長さんが有給休暇を請求された先生方に対して拒否を

○國務大臣(大久保留次郎君) 小学校の先生は児童教育の責任を持つていいます。また権限を持つてあります。同時に学校には校長といふものがあるのであります。校長といふのは教員に対しても監督権を持つております。だからして、いかに教員が教育しようと思つても、校長のやうに監督を受けなくちゃならぬ

○國務大臣(大久保留次郎君) そ
とられて いる ように 聞き受けるの
が、 そうですね、 念のため。

○政府委員(石井榮三君) 前回の当
員会におけるたゞいま御指摘の宿題
申しますか、湯山委員より御要望の
願いいたします。

のケースの場合に、校長さんが有給休暇を請求された先生方に対して拒否をされたと同時に、それではそのかわりの休暇を何月何日に与えるということまで明確に指示されたかどうかは今のところはつきりいたしておりませんが、これねただし書きにありますよう

に、校長がなるほどそなへばやをを得ないからやれと言われたらば、それはいいと思う。よせと言うにかかるわらずそういうことをやるということになると、私は正常な運営を害したといふことになると思う。やはり校長の監督権の範圍においてしなければならぬと、こういう解釈を私はとつております。

立場からの議論をしているのじゃないんです。それはそれで別にやります。あなたは佐賀の場合は校長の監督権を無視して教師が行動したという前提に立ってやられているのであって、私はそういう場合を離れて、佐賀の問題を忘れてるんですよ。今、一般論として教育の正常を害することはどうなんだ、だから今私さっき言つた点をあなたの方書する部類に入れてるのか入れてないのかと、いろいろことを伺つて。これは入

らば一向差しつかえない、校長の
に反してやると、これは正常な運
営するもの、こういう私は解釈を
おります。

○矢嶋三義君 そこで佐賀の問題
りますが、佐賀の場合十四日には
休み、十五日には三割休暇をとり
六日四割休暇をとったわけですが
いうう法に基く休暇をとられた先
は、十分なる学習計画を立てて、

申しますか、湯山委員より御要望の如きをいたしておるのでござりますが、現在なお調査中でありますて、まだ最終的な結論が出ておりません。現在まで調査によりますと、ほとんどの校長さんは、今回の休暇闘争は違法であるら、有給休暇を承認するわけには參らない、こういうふうに拒否をされおる、いろいろ報告に接しておるのござります。

あさりかさくの的的な査在でてきりたしておりませんが、これはただし書きにあります。ようくに、他の季に与えることができるといふだけでありまして、そのときにそれのかわる休暇を何月何日にはつきり約束をしなければならぬというのではなくて、いうふうに私どもは考えております。

○矢嶋三義君 これは法の解釈は、公務員の権利として与えなければならぬということを明確にしてあるのだから、そしてただし——従的になつてい

○矢嶋三義君 校長の監督権の外で教育員が教育活動をすることはあることはあります。しかし、それは得ないことで、そういうことを私は伺っていないわけなんです。何かともかく事情があつて、その事情がどんなものかということは、これは別の問題です。ともかく自習をするとか、合併授業をするとか、あるいはプリントで授業をするとか、あるいは遠足をやる

○國務大臣(大久保留次郎君) 私は
さつき言つたのではつきりしていると
思います。教員は教育権を持つてゐるの
です。その教育するといふことは、プ
リントでやろうと、校外教授しよら
と、何をやろうとかまわぬけれども、
そこには一つの統制のもとにやらなけ
れないのですね、どうですか。

○矢嶋三義君 それはちょっと、それで一応聞きおいて、関連したことを聞いて参りますが、学校長自体に若干問題が私はあります。私がは思いますが、若干ここで聞くわけですが、生方は労働基準法三十九条による有休暇を求められたわけです。これはまるで労働基準法に接してゐるところです。

公務員の権利として与えなければならぬ
ということを明確にしてあるのだから、
そしてただし——従的になつてい
るのですよ。従つて与えなければなら
ぬので、与えなかつたらばそれに対し
ていつ休みをとつてほしいということ
をしなければ、公務員の権利侵害じや
ありませんか。これは法的に言えはそ
うですよ。それからさらに学校の正常

任があるし、権限を持っておりますか
ら、その校長と相談して、あるいは時間割を変更する、あるいは共同授業、あるいは実物教育をするというようなことである程度変更しても差しつかえない。ただ全部が全部これをすることは学校の規制上許されぬと思ふ。それが、その規制の範囲において校長の許された範囲においては校長の許しかねない、こう思つております。

○湯山勇君 そこで佐賀県の場合、たとえば遠足をやる、全校で遠足をやつた、あるいは全校で映画鑑賞をやつた、あるいは全校の自治会をやつた、こういう事例があげられております。

校長が許さないのに子供全部を連れて映画を見に行くとか、子供全部を遠足に連れて行く——これはできないことです。おそらく全校遠足をやつた、全校映画鑑賞をやつた、あるいは全校自治会をやつた、こういう場合には、校長がきょうそれではそしょんじやないかということになつておると思いますが、そういう校長がきょう遠足にしよというのでやつたのは、正常な授業を阻害されていない、こういうことに大久保国務大臣の答弁からは結論が出てくると思いますが、そういうことになりますかどうか。

○國務大臣(大久保留次郎君) 校長が明らかに承認した場合には、私は運用を害したといふ解釈をするのは無理だと思います。

○湯山勇君 よくわかりました。警察庁長官にお尋ねいたしました。今の國務大臣の御答弁の通りかどうか。

○政府委員(石井榮三郎君) 学校の授業が平常状態にありまして、遠足を計画するとか、あるいは映画鑑賞会を計画す

る、もちろん校長の指導のもとにそちらの計画をされることは、これは私は学園の方として当然のことでありまつた。しかし、その規制上許されぬと思ふ。ただたゞ、私はまだ報告に接しておりますが、今回佐賀の場合に、今湯山委員の御指摘になりましたような具体的なケースがあつたから、私はまだ報告に接しておりますが、せんからわかりませんが、かりにありますとするとならば、正規の授業ができないために、やむを得ず映画鑑賞会といふようなことに形を変えたということではなかろうかと思うのであります。そうななりますと、これはかりに校長が事情やむを得ないとしましても、これは不本意ながらそういう事態になつたことを黙認されたといふことではなかろうかと思うのであります。それをとつて正規の授業を休むということは困るので、有給休暇の申請があつたけれどもこれを許可されなかつた。にもかかわらず、休暇を申請された先生方は休まれた。といって、生徒児童をそのまま放任しておくわけにはいかないといふことで、映画鑑賞会にやむを得ず切りかえられたといふようなことであるならば、これは決して好ましいことではなかつたので、いわば正規の学校授業といふものが阻害されたといふことにならうかと思います。

○湯山勇君 それじゃ大久保国務大臣にお尋ねいたします。今の國務大臣の御答弁通りかどうか。

○政府委員(内藤馨三郎君) ただいま野本委員からお話しのように、学校の正常なる運営という点については、いろいろと問題があります。特にお話し述べながら、当局の御意見を承りたいと思います。

私は教育が正常であるかどうかといふことは、受け持ちの先生が子供と絶えず接触、離れておるかつておるかといふところに問題がある。教育の正常なる運営といふことは、たとえそれがどうなれば、映画館の中ににおける観覧の態度、それをじつと見ておつて、大ぜいの人の愉快な映画鑑賞といふものを妨げておるかどうかといふようなことを見

よつてやつたものだと思ひます。お調べになれば、多分そういうものが多いと思ふ。だとすれば、大久保国務大臣のお話によれば、御答弁によれば、それは校長の意思によってやつたのだから、正常な授業の阻害にはならない、

といふことになると思ひます。警察官の御話でいえば、それはいろいろなケースがあつて必ずしもそうでない、答弁に食い違いがあると思いますが、いかがですか。

○國務大臣(大久保留次郎君) 私はとにかく校長の承認したものは原則として運営を害したことにならないといふことが確定しております。

○野本品吉君 私はこの問題は、先ほど矢嶋委員が言われたように、一個の佐賀の問題として考えずに、教育の正常な状態といふのはどういう状態であるかということに関しまして、しっかりとそのまま放任しておくわけにはいかないといふことで、映画鑑賞会にやむを得ず切りかえられたといふようなことであるならば、これは決して好ましいことではなかつたので、いわば正規の学校授業といふものが阻害されたといふことにならうかと思ひます。

○湯山勇君 それじゃ大久保国務大臣にお尋ねいたします。今の國務大臣の御答弁通りかどうか。

○政府委員(内藤馨三郎君) ただいま野本委員からお話しのように、学校の正常なる運営という点については、いろいろと問題があります。特にお話し述べながら、当局の御意見を承りたいと思います。

私は教育が正常であるかどうかといふことは、受け持ちの先生が子供と絶えず接觸、離れておるかつておるかといふところに問題がある。教育の正常なる運営といふことは、たとえそれがどうなれば、映画館の中ににおける観覧の態度、それをじつと見ておつて、大ぜいの人の愉快な映画鑑賞といふものを妨げておるかどうかといふようなことを見

ること自体が実は教育なんだ。また、いう状態が教育の正常なる状態であることは私には考へられない。先生がやむを得ず用事があってお休みになる、病気になつてお休みになる、そのこと自体は、学級にとりましては、やはり正常なる教育が行われるのじゃない。本質的に私は正常なる教育とは、学校運営とはいかなるものであるかといふことをかように考へたいと思うのですが、この点に関しまして、私は文部大臣その他の関係の方の御所見を承りたい。

○政務委員(内藤馨三郎君) ただいま野本委員からお話しのように、学校の正常なる運営といふ点については、いろいろと問題があります。特にお話し述べながら、当局の御意見を承りたいと思います。

私は教育が正常であるかどうかといふことは、受け持ちの先生が子供と絶えず接觸、離れておるかつておるかといふところに問題がある。教育の正常なる運営といふことは、たとえそれがどうなれば、映画館の中ににおける観覧の態度、それをじつと見ておつて、大ぜいの人の愉快な映画鑑賞といふものを妨げておるかどうかといふようなことを見

ること自体が実は教育なんだ。また、いう状態が教育の正常なる状態であることは私には考へられない。先生がやむを得ず用事があってお休みになる、病気になつてお休みになる、そのこと自体は、学級にとりましては、やはり正常なる教育が行われるのじゃない。本質的に私は正常なる教育とは、学校運営とはいかなるものであるかといふことをかように考へたいと思うのですが、この点に関しまして、私は文部大臣その他の関係の方の御所見を承りたい。

○委員長(岡三郎君) 速記をとめて。

○委員長(岡三郎君) それでは速記を始めます。

いまだ質疑も尽きませんが、時間も相当経過しておりますので、暫時休憩いたします。

午後一時十六分休憩

午後二時三十六分開会

○委員長(岡三郎君) 午前に引き続き会議を開きます。順次質疑を続行いたします。

○矢嶋三義君 もうしばらく質疑 siti ていただきたいと思います。精力的にやりますからお許しいただきたいと思います。

午前中、学校の正常なる運営についてかなり突っ込んでお伺いいたしました

ゆえんは、このたび検察権の発動に

なりました大きな二つの理由は、一つには任命権者あるいは監督者である校長の許可を得ないで云々というこの条件と、それからもう一つは学校の正常なる運営を阻害したそのことが三十七条違反である、かような立場に当局は立たれておりますので、その半面であるところの学校の正常なる運営に支障を与えるということはどういうことであるかという立場からまあ伺つたわけでもござります。その質疑の過程において関連質問として野本議員の見解が表されました。私はここで討論するの

午前中、学校の正常なる運営についてかなり突っ込んでお伺いいたしました

ゆえんは、このたび検察権の発動に

なりました大きな二つの理由は、一つには任命権者あるいは監督者である校長の許可を得ないで云々といふ

大臣の責任といふものが新たに出てく

るかと思ひます、私はその立場から伺つたのではなくて、わが国の現実の教

育の実態下において罰則条項を適用す

る場合の正常なる運営の支障とはいか

に規定するかといふ立場から伺つたわ

けでございまして、なお尋ねたい点

がございますけれども、私の承服でき

ない点がござりますけれども、委員長の御希望もありますので、この点はこ

れにとどめまして、次の数点について

精力的に伺いたいと思いますから、御

答弁もそれに沿つてしていただきたい

と思います。

で、大久保国務大臣に伺いますが、

具体的に伺います。二月六日に、佐賀

県の高等学校教職員組合が、佐教組と

罰則条項を適用する現状下において教

育の正常なる運営に支障を来たすのはいかなることと規定すべきかということ

が重大であるので、その立場から伺つたわけです。まあ野本議員のよう

な教育的な立場からの定義の仕方もございましょう。しかもしもそれを認

めるとすれば、今のわが國の中学校並びに小学校の義務教育界はほとんど運行されていないということになつてくると思ひます。それは初中局長の答弁にもあります。

○矢嶋三義君 やや具体的に伺いまして、その生徒についておられ数からいきましても、また定員が少いためにいろいろな会合とか、あるいは教職員が事故で休まれると、いろいろな問題が生じます。それは初中局長の答弁にもあります。

○國務大臣(大久保留次郎君) その話は私聞いておりませんので答弁するだけの材料を持ち合せてございません。それから学校長の了承を得ず全県下の先生が県庁の所在地に午後一時に集会を持たれたということを承知しておりますか、おりませんか。

○矢嶋三義君 詳細のこと

は承知いたしておりません。

○國務大臣(大久保留次郎君) その話は私聞いておりませんので答弁するだけの材料を持ち合せてございません。それから学校長の了承を得ず全県下の先生が県庁の所在地に午後一時に集会を持たれたということを承知いたしておりません。

○矢嶋三義君 詳細のこと

は承知いたしておりません。

佐賀県のこの再建計画では佐賀県の教育は守れない、皆さんしっかりと一緒にやりましょうと演説をやつておる。その教育長が今度は、佐教組の方が学習計画を立てて三割の先生方が有給休暇をとられた、それを正常なる運営を害したといつて行政処分にするといふことは、これは私は非常に矛盾があると思うのです。文部大臣並びに大久保国務大臣はそうちお考えになりませんか、御見解を承ります。

○國務大臣(灘尾弘吉君) 学校の正常な運営と申しますることは、場合によつていろいろ解釈の仕方もあらうと思ふのであります。ただいま問題となつておりますような案件のもとにおきましては、私はその学校では毎日毎日の授業計画といふのはきまつておると思うのです。そのきまつておる計画がほしいままに変更せられるということになりやすれば、これは学校の正常なる運営を阻害するものと私は考える。ただその場合に学校の監督者と申しますか教育委員会等の間におきまして、当日はこうするとか、あするといふうな考えのものにこれが変更せられるということになりますれば、これをとがめてするわけには参らない。当初の計画から申しますと変更はありますから、これを直ちに学校の正常なる運営を阻害するものとして罰則を適用するというような事態はないと考えておる。しかしながらそれなくして、学校の先生方がどういふ計画を立てられたか存じませんけれども、その権限のある者たちの認めないままに、ほしいままにさよなら行動をとられるということになりますれ

ば、これは明らかに学校の正常なる運営を阻害するものと考えます。

○國務大臣(大久保国務大臣) 高等学校の場合は私は具体的に知りませんが、佐賀県の今回の小学校、中学校の場合、これは許可をとつて集まつた、らず、全県下の教員が集まつたところが問題なんです。そこをあなたはどう思いますか。これはあなたと考えが違つておるのです。許可をしなかつた黙認になつておるのといふ内容があるわけなんだが、そういう点については先般来本委員会で警察庁の方々にお伺いしているわけですが明快な答弁がないわけです。私が今伺つておるのは佐賀県の教育庁の態度に理解しがたきものがあるからお伺いしておるわけです。これはあなたがたに伺つても明快にならないので、いずれ私は佐賀県の教育長にぜひこの本委員会においては頗つて願つておるこの問題を解明する機会を委員長において与えられるようになります。

○政府委員(石井榮三君) 通報によりました。私は久保田、それから渡辺君が皆さんが今申されるようですが、それはどういうふうでやられておりました。これはあなたがたがたに伺つても、それがどうであつたかとあるわけなんですが、そういう点について私は納得するようないふうな御説明をいただけない点を非常に遺憾に思ひます。

○政府委員(石井榮三君) 取調べの状況によつてはつきりと明確に許可が与えられなかつたのかどうか。それからまた、それと労働基準法の有給休暇を与える公務員の権利と、それからその許可しなかつた状況を午前中まあ伺いましたが、それがどうであつたかとあるわけなんですが、そういう点について私は納得するようないふうな御説明をいただけない点を非常に遺憾に思ひます。

○政府委員(石井榮三君) 云々ということはどちらいうことが予想されるわけですか、逮捕条件としてどういうことが予想されますか。

○政府委員(石井榮三君) 当初任意出頭を求めて佐賀県警察におきました。その後取調べの状況にかんがみまして、これは許可があるかないかによつてすべてを判断される、こういふまあ御見解で、その点に関する限りは明確になつたと思うのですが、残る佐教組の問題は果してはつきりと明確に許可が与えられなかつたのかどうか。それからまた、それと労働基準法の有給休暇を与える公務員の権利と、それからその許可しなかつた状況を午前中まあ伺いましたが、それがどうであつたかとあるわけなんですが、そういう点について私は納得するようないふうな御説明をいただけない点を非常に遺憾に思ひます。

○政府委員(石井榮三君) 云々ということはどちらいうことが予想されるわけですか、逮捕条件としてどういうことが予想されますか。

○政府委員(石井榮三君) まだ任意出頭ではございません。正規の承認のない休暇のままであることを、違法の認識があつたかどうかといふ点は別としてそういう事態であることは御承知のはずであります。それをあおりそそのかしたといふことは地方公務員法の規定に該当するものである、こういうふうに佐賀県警察では見ているわけでございます。

○政府委員(石井榮三君) もう一ぺん伺います。が、明確でないのですね、久保田、渡辺君がこの有給休暇をあなた方はどちらの点については私の納得するようないふうな御説明をいただけない点を非常に遺憾に思ひます。

○政府委員(石井榮三君) 私は久保田、それから渡辺君が皆さんが今申されるようですが、それはどういうふうでやられておりました。これはあなたがたがたに伺つても、それがどうであつたかとあるわけなんですが、そういう点について私は納得するようないふうな御説明をいただけない点を非常に遺憾に思ひます。

○政府委員(石井榮三君) 云々ということはどちらいうことが予想されるわけですか、逮捕条件としてどういうことが予想されますか。

○政府委員(石井榮三君) たゞたゞこの点につきましては御議論のあります所そのかしておられる向きがある、今回さきに逮捕になりました佐賀県教組の方々の取調べの段階において明らかになりましたので、地方公務員法第六十一条第四号違反の疑いで逮捕したのであります。

○政府委員(石井榮三君) 逮捕しなければならぬ理由はどういうことですか。

○政府委員(石井榮三君) たゞたゞこの点につきましては御議論のあります所そのかしておられる向きがある、今回さきに逮捕になりました佐賀県教組の方々の取調べの段階において明らかになりましたので、地方公務員法第六十一条第四号違反の疑いで逮捕したのであります。

○政府委員(石井榮三君) そうすると何ですね、あなた方はこういふ立場に立つてゐるわけですね。久保田君並びに渡辺君は十分御承知の上で、そういう行動に出たのでありますので、遺憾ながら私はあつとも法にはかからないと思います。これはどうですか、その点を一応察では見ているわけでございます。

○政府委員(石井榮三君) 先ほど申し上げましたように、今回の佐賀県の事案については、福岡県の両君は事情を十分御承知の上で、そういう行動に出たのでありますので、遺憾ながら私はあつとも法にはかからないと思います。これはどうですか、その点を一応察では見ているわけでございます。

○政府委員(石井榮三君) そこへ答弁求めます。

○政府委員(石井榮三君) 先ほど申し上げましたように、今回の佐賀県の事案については、福岡県の両君は事情を十分御承知の上で、そういう行動に出たのでありますので、遺憾ながら私はあつとも法にはかからないと思います。これはどうですか、その点を一応察では見ているわけでございます。

○政府委員(石井榮三君) あなた方はこういふ立場に立つてゐるわけですね。久保田君並びに渡辺君は振り切つてやれといふように誘つた、そのかしたと、こういふ前提に立たれているように私は聞き取れます、休みは取れるのですから休みを取つて、校長さんに休みをもらつて、あなた方は行く権利があるのだ、こういふことはどうして違法になりますか。

○政府委員(石井榮三君) 佐賀県教委、地教委、またそれらの指示のもとに各学校の校長さんもすべて今回のこの二月十四日からの三日間のいわゆる休暇闘争の計画に対し、それは違法であるから休暇を承認するわけにはいかない、注意をするようにということを再三勧告をされておるのでござります。そうした事情を十分御承知の上で、このいわゆる争議行為である休暇闘争に参加するようになりまかすということは、地方公務員法第六十一条違反になるということであります。

○矢嶋三義君 それならもう一回聞きます。佐賀県教育委員会としては許可しないということを、かりに知つておつて、そして先生方に県教育委員会は許可しない、ということは新聞に出しているが、あなたの方の監督をしているのは学校長で、学校運営の責任は校長が持つているのだから、だから校長さんには有給休暇の許可をいただいて、そしておやりになることは違法にはならない、かのようにかりに先生方にお話をいたという場合に、それ違法になりますか。

○政府委員(石井榮三君) 正規の手続をとられ休暇が許可になって、そしたら大会に参加されるようになると、これを勧奨されることは、これは違法にはならないと思います。

○矢嶋三義君 従つて私はこの久保田、渡辺君のこの態度といふものはそういうところに私はあつたと思うのですよ、これは新聞で教員の方々は知つておつたかもしれない、しかし、違法ものはこの法律ができてから初めてで行方を皆さんやらないといふこと

を言はずないですよ、校長さんの許

しを得て有給休暇というのは権利だから願いを出して、そして参加しなさ

い、したらいでしょ、それは違法

になりませんよ、と言つたからといつて、その法に抵触するものではないと

が、大久保国務大臣、御所見いかがでござりますか。

○國務大臣(大久保留次郎君) 私は一

体ほんとうの取調べ中のことを、そ

いつた、こういったとつかまってここ

で論議するのはなるべく避けたいと思

うのですよ。まだ調べ中で決定になら

ぬのをそりそりたんだろ、こういつたんだろ、片言隻句をつかまえてや

ことに佐賀県の警察としては二カ月以

上質して、急に念を入れて調査した事

柄でありますし、それに関連する関係

者が出てきた、これは私ども予想しな

かつたのです、しかし調査の結果そ

うなつてきた、その被告が——被告とい

いますか、勾留された二人の人がどう

思つたか、こう言つたか、これがどつ

ちがどうだといふ讃論をするのは私は

しては正しいことをやつてゐるとい

ます。これは私どもとしては、警察と

少し出過ぎているような感じがいたし

ます。これは私どもとしては、警察と

少し出過ぎているだけであります。

○矢嶋三義君 これは行き過ぎていな

いです。これは三権分立の裁判過程に

なっておればここでやります。

しかし行政の段階にあるわけですか

ら、しかもこういう条項の適用とい

うな点、疑問の点もあるよう

が、その調べ方が、たとえば今の組合

で執行されて、しかも検事勾留に対し

ては裁判所はそれを却下した、その却

下したのに対し

ては

は

はとられて、そして逮捕してやられ

少しきやかない

ございませんか。

従つてその角度から

伺つておきます、取り上

げておきます。

○國務大臣(大久保留次郎君)

私は一

体ほんとうの取調べ中のことを、そ

うなりますよ。

しかし先般米からの

で執行されてこれほどの事態になつて

おれば、あなた方から私たちが一言聞

いてすぐ納得できるような説明があれ

ば下りましよう。

しかし先般米から

で執行されてこれほどの事態になつて

おれば、あなた方から私たちが一言聞

いてすぐ納得できるような説明があれ

ば下りましよう。

<p

ねて注意を喚起したいと思つております。

○委員長(岡三郎君) ちょっと速記をとめて下さい。

午後二時十五分速記中止

○委員長(岡三郎君) 速記を起して。
暫時休憩します。

午後三時五十四分休憩

午後五時三十分開会

○委員長(岡三郎君) 休憩前に引き続
き会議を開きます。

大分並びに佐賀に関する問題についての矢嶋委員からの参考人を呼ぶことの提案については、それぞれ御協議をいただたわけですが、本日結論を得るに至りません。従つて、明日までさるに検討を加えるということにして、この問題については一応ここでとどめます。

○委員長(岡三郎君) 次に、学校教育法の一部を改正する法律案及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。まず、政府から提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(灘尾弘吉君) 今回政府から提出いたしました学校教育法の一部を改正する法律案につきまして、まずその提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

昭和二十二年学校教育法が制定されまして、精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある子女のために養護学校の制度が設けられることとなつたのであります。御承知の通り、その義

務制は、いまだ実施されるに至つてお

りません。もとより、政府といたしましては、去る第二十四回国会において、「盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に

義務制の実施を目標として、従来努力いたしておりますところであります。去

る第三回国会において、「盲学校、

ろう学校及び養護学校の就学奨励に

関する法律」の一部が改正されまして、

は、「公立養護学校整備特別措置法」が

制定されまして、公立養護学校の建物の建築、教職員の給与等に要する経費の負担について特別措置が講ぜられる

こととなつたことなどによりまして、養護学校の整備は一そく促進される機運となつて参つたのであります。

一方、養護学校に子女を就学させる場合におきましては、これをその保護者の立場から考えますと、就学義務を履行しているものと同様の事情にありながら、就学義務の猶予または免除を受けて就学させておるのであります。

この点から、養護学校における就学につきましては、小・中学校に就学させることと同様の取扱いが強く要望され

てきましたのであります。

これらの事情を考慮いたしまして、

政府は今回義務制実施までの暫定措置

として、養護学校における就学を就学

義務の履行とみなすことにより、養護

学校への就学を容易にすることとし、

このための規定を学校教育法に設ける

こととした次第であります。

次に、市町村立学校職員給与負担法

の一部を改正する法律案につきまし

て、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

昭和二十二年学校教育法が制定され

まして、精神薄弱、身体不自由その他

心身に故障のある子女のために養護学

校の制度が設けられることとなつたの

であります。御承知の通り、その義

現在、市町村立の小学校、中学校、

盲学校、ろう学校等の教職員につきま

しては、「市町村立学校職員給与負担

法」により、その給料その他の給与を

都道府県が負担いたしております。一

方、市町村立の養護学校の教職員につ

きましては、去る第二十四回国会にお

いて成立いたしました「公立養護学校

整備特別措置法」によりまして、昭和

三十二年度から、給料その他の給与を

同様に都道府県が負担することとなり

ました。

かかるに、現行の「市町村立学校職

員給与負担法」第一条及び第二条に規

定する教職員につきましては、「地方

教育行政の組織及び運営に関する法

律」並びに「地方自治法」の一部を改正す

る法律」によりまして、その任免その他の進退を都道府県の教育委員会が行

うこととなり、また、退職年金等の基

礎となる在職期間の通算に関する措置

が講ぜられることとなつたのであります。

従いまして、今後養護学校の整備を

一そく促進いたすためには、市町村立

の養護学校の教職員の身分取扱い等に

が講ぜられることとなつたのであります。

従いまして、今後養護学校の整備を

一そく促進いたすためには、市町村立

の養護学校の教職員と同様に措置すること

が適当と考えられるのであります。

この法律案は、以上の趣旨によりま

つきましては、市町村立の盲学校、

ろう養護学校への就学奨励法の一部を

改正し、幼稚部、高等部にも小、中学

学校の幼稚部及び高等部の整備充実、そ

の学校給食のための財政補助、(二)盲、

ろう養護学校への就学奨励法の一部を

改正して、市町村立の養護学校の教職員を

一そく促進いたすためには、市町村立

○委員長(岡三郎君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

〔速記中止〕

午後五時三十八分散会

○委員長(岡三郎君) 速記を始めて。

本日はこれにて散会いたします。

〔速記中止〕

四月二十六日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は

ちよつと速記をとめて。

同様に申します。

第一八六七号 昭和三十二年四月十

三日受理

第一八六七号 昭和三十二年四月十

四月二十六日本委員会に左の案件を付

託された。

一、特殊教育振興促進に関する請願

特種教育振興促進に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋通

二ノ二社団法人全国精

神薄弱児育成会内 仲

野好雄

紹介議員 松澤 靖介君

普通教育に比し非常に遅れている特殊

教育を振興させるため、(一)盲、ろう学

校の幼稚部及び高等部の整備充実、そ

の学校給食のための財政補助、(二)盲、

ろう養護学校への就学奨励法の一部を

改正し、幼稚部、高等部にも小、中学

学校級の整備充実、(四)寮母及び助手の

身分確立等に關し法的措置を整備制定

されたいとの請願。

四月二十七日本委員会に左の案件を付

託された。

一、学校教育法の一部を改正する法

律案(予備審査のための付託は三

月十四日)

一、市町村立学校職員給与負担法の

一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十四日)

四月二十七日本委員会に左の案件を付

託された。(予備審査のための付託は

国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律案

国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律案

休職の特例に関する法律案

休職の特例に関する法律案